

# ガス事業法における国内登録ガス用品検査機関等に係る説明会の開催について

平成25年3月  
経済産業省  
製品安全課

ガス事業法において、特定ガス用品として定められたガス用品については、届出事業者が特定ガス用品を販売する時まで、国内登録ガス用品検査機関（又は外国登録ガス用品検査機関）（以下、「登録検査機関」という。）による適合性検査を受けなければならないこととされています。

登録検査機関として適合性検査を行うためには、登録検査機関の登録を受ける必要がありますが、登録基準（製品認証機関に関する国際基準を満たすこと及び届出事業者の子会社等でないこと）に適合すれば、誰でも登録を受けることができます。

今回、ガス事業法における登録検査機関制度のより一層の周知を図るため、登録検査機関の業務内容、登録の手続き等に関する説明会を下記のとおり開催いたします。

出席を希望される方は、別紙の申込用紙に必要事項をご記入の上、説明会担当窓口あて3月26日までにFAXでお送りください。

## 記

### 1. 説明会開催日時

平成25年3月28日（木） 10:00～（1時間程度）

### 2. 会場

経済産業省別館10階 1031号会議室

### 3. 参加申し込み方法

別紙の申込用紙に必要事項をご記入の上、同用紙記載の宛先にFAXしてください。

### 4. 問い合わせ先

経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課 ガス用品班 吉田、小口  
（電話：03-3501-1511（内線4301））  
（FAX：03-3501-6201）

<この出席申込用紙はFAXで送信してください>

宛先：（FAX番号を記入）

ガス事業法における国内登録ガス用品検査機関等に係る説明会  
申込書

1. 説明会開催日時

平成25年3月28日（木） 10:00～（1時間程度）

2. 会場

経済産業省 別館10階 1031号会議室

勤務先等	(会社名・団体名、ご所属など)
住所	
氏名	
電話番号	
e-mail (or FAX)	
複数名参加希望 の場合は人数	

<ご注意>

1. ご記入いただいた個人情報については、説明会開催に係る事務以外には使用しません。
2. 整理の都合上、お申し込みは早めにいただけると幸いです。
3. 出席希望者が会場収容人数を超えた場合には、申込受付を締め切らせていただく場合がございますので、予めご了承ください。